

高石市医療機関等物価高騰対応支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公定価格で運営され、物価高騰や賃上げの影響を価格に転嫁できない医療機関等に対する高石市医療機関等物価高騰対応支援金（以下「支援金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 支援金の交付対象者は、令和8年3月1日時点において高石市内に所在する次の各号に掲げる医療機関等とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局
- (2) 法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者の指定に係る訪問看護事業所（法第89条第1項に規定する訪問看護事業所をいい、介護保険適用の訪問看護のみを行っている訪問看護事業所を除く。以下「訪問看護事業所」という。）
- (3) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2の規定により開設された施術所又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条に基づく開設の届出がなされている施術所（それぞれ受領委任取扱いの登録（承諾）を受けている者に限るものとし、同一施設であん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法の届出を行っている場合は、いずれか一方のみを対象とする。以下「施術所」という。）
- (4) 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第2条第3項に規定する歯科技工所

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する医療機関等は交付対象としない。

- (1) 高石市が開設する医療機関等
- (2) 令和8年3月1日から支援金の申請日（第4条の申請を行う日をいう。以下同じ。）までの間、事業が行われていない医療機関等
- (3) 申請日から令和8年5月29日までの間、事業を継続する意思を有すると認められない医療機関等
- (4) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等に、高石市暴力団排除条例（平成24年高石市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者がいる医療機関等
- (5) 特別養護老人ホーム内又は併設する医療機関等
- (6) 令和8年度において、高石市が実施する他の事業者向け物価高騰対応支援金の交付を受けた医療機関等
- (7) その他市長が不相当と認める医療機関等

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 病院 500,000円
- (2) 診療所 200,000円

- (3) 薬局 200,000 円
- (4) 訪問看護事業所 50,000 円
- (5) 施術所 50,000 円
- (6) 歯科技工所 50,000 円

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年5月29日までに次の書類を市長に提出することにより申請しなければならない。

- (1) 高石市医療機関等物価高騰対応支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、相当と認めるときは、支援金を交付することを決定する。

- 2 市長は、前項の規定による交付決定を行った場合は、申請書に記載の金融機関口座へ支援金を支払うことをもって、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、交付することが適当でないと認めるときは、その旨を高石市医療機関等物価高騰対応支援金不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(報告等)

第6条 市長は、支援金に関して必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し質問及び調査をすることができる。

(決定の取り消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による支援金の交付決定を取り消し、高石市医療機関等物価高騰対応支援金交付決定取消通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により支援金の交付決定または交付を受けたとき。
- (2) 申請者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が相当と認める事由があると判断したとき。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、その交付決定に係る支援金を既に交付しているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第4条関係）

高石市医療機関等物価高騰対応支援金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

高石市長 様

次の条件を誓約及び同意し、高石市医療機関等物価高騰対応支援金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

- 1 申請要件を全て満たしています。また、申請書に記載した事項については事実と相違ありません。
- 2 本支援金申請後も引き続き令和8年5月29日まで事業を継続する意思があります。
- 3 他の重複交付不可の支援金等の交付対象ではないこと又は交付を受けていないことを確認するため、支援金の申請情報を他の支援金等の申請情報と照合することに同意します。
- 4 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等に、高石市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者はいません。

申請者

医療機関等の名称	
医療機関等の所在地	
医療機関番号または登録記号番号	
代表者氏名	印
担当者氏名（法人の場合）	
連絡先	

交付申請額

円

口座情報

金融機関名		支店名	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

添付書類

- ・ 通帳のコピー等口座情報がわかるもの
- ・ 委任状（口座名義人が医療機関等の名称や代表者と異なる場合）

第 号
令和 年 月 日

様

高石市長

高石市医療機関等物価高騰対応支援金不交付決定通知書

高石市医療機関等物価高騰対応支援金交付要綱第5条の規定に基づき、令和 年 月 日付申請について、次のとおり交付しないことを決定しましたので通知します。

不交付の理由	
--------	--

第 号
令和 年 月 日

様

高石市長

高石市医療機関等物価高騰対応支援金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付で交付した高石市医療機関等物価高騰対応支援金について、高石市医療機関等物価高騰対応支援金交付要綱第7条に基づき、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

交付決定額	円
取消の理由	